

千代田区客引き対策の見直しに関する検討会設置要綱

令和8年6月17日 8千地安生発第125号

(設置)

第1条 千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（平成26年千代田区条例第7号）に基づく客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）の防止に関する課題の解決及びその効果的な推進に当たり、必要な事項を検討するため、千代田区客引き対策の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 客引き行為等に関する現状の確認及び課題解決に向けた検討に関すること。
- (2) 違反過料の徴収に係る検討に関すること。
- (3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する15名以内の委員をもって構成する。

- (1) 町会又は自治会の関係者
- (2) 飲食店営業に携わっている者
- (3) 商店街連合会の代表者
- (4) 警察関係者
- (5) 区職員
- (6) その他区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱又は任命された日から第7条の規定による区長への報告が完了した日までとする。

(委員長)

第5条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、地域振興部長をもって充てる。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第7条 検討会は、第2条に定める所掌事項に関し検討が完了したときは、その結果を区長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、地域振興部安全生活課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。